

「人と人をつなぎ、子どもに笑顔を」それが ファミリー・サポート・センターの願いです。

ファミリー・サポート・センターとは？

子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。※市区町村で実施しています。

相互援助活動の例



保育施設への
送り迎え

保育施設の時間外や、
学校の放課後などに
子どもを預かる

保護者が買い物など
外出の際、
子どもを預かる

保護者の病気や
冠婚葬祭などの急用時に
子どもを預かる

病児・病後児の預かりや
早朝・夜間などの緊急時に
子どもを預かる(一部地域で実施中)

会員同士で支え合う組織です。

育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合います。



ファミリー・サポート・センターは、次の業務を行います。

- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
 - 会員同士の相互援助活動の調整など
 - 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
 - 会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催
 - 保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整
- ・一部の市区町村では、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の預かりなど(病児・緊急対応強化事業)を実施しています。
(実施しているかどうかについては、お住まいの市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください)



活動はどんなふうに行われるの？

①会員登録

お住まいの各市区町村のセンターに登録します。



依頼会員
Aさん

育児の援助を
受けたい方

提供会員*
Bさん

育児の援助を
行いたい方

※資格は不要ですが、活動に必要な講習会を受けていただきます。

会員登録・講習会の受講

会員登録

提供会員の紹介の申し込み

②援助活動の依頼・実施

アドバイザーが
依頼会員と提供会員の
仲介・紹介をします。

ファミリー・サポート・センター (アドバイザー)

Bさんの紹介

Aさん援助の打診



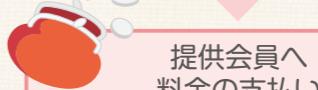
依頼会員
Aさん

提供会員
Bさん

依頼会員・提供会員の事前打ち合わせ

③活動後

料金の支払い/
活動報告書の作成



提供会員へ
料金の支払い

料金(活動報酬)

ファミリー・サポート・センター
への活動報告書の作成

※上記は一般的な例です。
※会員間で行う相互援助活動は、提供会員と依頼会員との請負または準委任契約に基づくものです。

料金(活動報酬)について

援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた料金(活動報酬)を【依頼会員】から【提供会員】へ支払います。金額は各市区町村、時間帯、内容によって異なります。

